

秋田県とALSOK秋田株式会社との包括連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）とALSOK秋田株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、持続可能で活力ある地域づくりの推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域や暮らしの安全・安心に関すること
- (2) 地域防災及び危機管理に関すること
- (3) 環境との共生に関すること
- (4) 働きやすい環境づくりとダイバーシティ推進に関すること
- (5) その他、県民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

2 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年1月14日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹 敬久

乙 秋田県秋田市卸町四丁目9番2号
ALSOK秋田株式会社
代表取締役社長

青本 安之

**「秋田県とA L S O K秋田株式会社との包括連携協定」に基づく
具体的な連携事項**

1 地域や暮らしの安全・安心に関すること

- (1) 子どもや高齢者等の見守り活動の推進
 - ・ 警備の移動時や営業活動中に地域の見守りを実施し、犯罪防止に協力
 - ・ 高齢者の徘徊や異変を疑う事案を発見した場合における自治体への報告
- (2) 防犯意識を高めるための取組
 - ・ 子ども、高齢者、女性等、性別・年代別に防犯教室やセミナーを開催
- (3) 交通安全に関する取組
 - ・ 交通安全運動の周知及び交通事故防止に向けた啓蒙活動
 - ・ 交通安全事業主としての優秀安全運転事業の継続
- (4) 空き家の管理支援
 - ・ 警備員巡回等による空き家管理に関するサービスの提供

2 地域防災及び危機管理に関すること

- (1) 災害発生時における警備支援・協力
 - ・ 被害状況の確認並びに被災地域における巡回警備の協力
 - ・ ドローンを活用した被害情報の収集・伝達
 - ・ 避難所開設に伴う運営等への支援
- (2) 防災訓練等への参加、実施の協力
 - ・ 秋田県総合防災訓練をはじめとする県が主催する各種訓練への参加
 - ・ 防災・災害対策に関わる資機材等の支援
- (3) 家畜伝染病等の防疫活動への協力
 - ・ 家畜伝染病発生時の防疫業務に協力

3 環境との共生に関すること

- (1) 野生鳥獣との共生に関する取組
 - ・ 有害鳥獣による被害防止に向けた広報活動への協力
 - ・ クマ被害防止を目的とした各種活動を支援
- (2) 脱炭素社会の実現に向けた取組
 - ・ 地球温暖化対策への理解促進に向けた協力
 - ・ カーボンニュートラルの推進
- (3) 産業廃棄物、不法投棄に関する情報提供
 - ・ 警備の移動時や営業活動中、不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合、関係機関へ報告
 - ・ 不法投棄防止案の策定支援、監視員及び監視設備等によるサービスの提供

4 働きやすい環境づくりとダイバーシティ推進に関すること

(1) 女性活躍支援に関する取組

- ・ 県が主催する女性活躍に関するイベントへの参画や情報発信等
- ・ 女性の活躍推進に向けた雇用の促進

(2) キャリア教育の推進に関する取組

- ・ 児童、生徒、学生を対象とした職場見学や体験学習の受入れを実施

(3) 健康経営に関する取組

- ・ 健康経営宣言に基づく取組
- ・ 県が推進する県民参加型の健康イベントへの参加

5 その他、県民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

(1) 観光振興に関する取組

- ・ 社内報や会員誌等による秋田の魅力発信

(2) S D G s の達成に向けた取組

- ・ 秋田県 S D G s パートナーとして掲げた取組の推進

(3) その他、県民サービスの向上及び地域社会の活性化に資する連携事業や連携事項に記載のない取組については、別途協議を行い、実施する。